

令和8年6月24日

保護者 様

松山市立湯山中学校
校長 池田 秀彦

令和8年度 湯山中学校 非常変災時における対応について（追記）

保護者の皆様には、日頃よりご理解とご支援をいただきありがとうございます。

さて、5月末にお知らせいたしました「非常変災時における対応（改定）」につきまして、本校の対応を一部追記いたしました。追記・変更点は以下の通りです。

5月末の文書と差し替え、本文書をすぐ分かる場所に貼るなど、保管をお願いいたします。

今後も、気象状況や行政の指針に応じて必要な見直しを行ってまいります。引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【気象関係】

1 「暴風警報」や「暴風雪警報」、「レベル3大雨警報」・「レベル3土砂災害警報」・「石手川レベル3氾濫警報」が松山市に発表されたときや、湯山中校区内の地区に「警戒レベル3高齢者等避難」が発令された場合

- (1) 登校前（午前6時45分現在）の措置（各家庭）→テレビ等で気象情報の確認
ア 自宅で待機する。（生徒は特別な事情のない限り、家から外へは出ないようにする。）
イ 午前11時を超えても警報が解除されていない場合は、原則、臨時休業日とし、予定していた学習は翌日に行う。ただし、天候が回復し、警報等の解除が見込まれる場合は、登校させる場合もある。（totoru（保護者連絡アプリ）、ホームページ等で連絡する。）
ウ 午前11時までに警報が解除された場合は、午後から授業を実施するので、各家庭で昼食をとって13時10分までに登校する。
- (2) 授業開始後の措置（状況を総合的に判断し、totoru、ホームページ等により連絡する。）
ア すぐに下校させる場合は、教師が下校指導し、要所で見届ける。
イ 1-(2)-アでなければ、下校は、通常の曜日どおりの下校時刻で行う。

2 「特別警報」（大雨、暴風、暴風雪、大雪）が松山市に発表されたときや、松山市から湯山中校区内の地区に「警戒レベル4避難指示」が発令された場合

- (1) 登校前（午前6時45分現在）の措置（各家庭）→テレビやインターネット等で情報の確認
ア 登校せず、身の安全確保を第一に松山市からの避難勧告や避難指示（緊急）に従って行動する。
イ 学校は「臨時休業」とする。
- (2) 登校後の措置 →学校で待機させ、通学路等の安全が確認された段階で、順次、保護者確認を行い、生徒の引き渡しを学校で行う。

※ 1と2に関して、学校再開は、状況を総合的に判断し、totoru（保護者連絡アプリ）、ホームページ等で連絡する。

【地震関係】

3 震度5強以上の地震が発生した場合

- (1) 登校前 →臨時休業とする。学校からは tetoru やホームページ等により、その後の対応等の情報を流す。
- (2) 登校後 →学校で待機させ、通学路等の安全が確認された段階で、順次、保護者確認を行い、生徒の引き渡しを学校で行う。
- (3) 登下校中 →学校と自宅の近い方に避難する。ただし、自宅に保護者がいない場合は、原則として学校に避難させ、学校で生徒の引き渡しを行う。

4 震度5弱までの地震が発生した場合

- (1) 被害の状況により、影響がなければ授業を再開する。
- (2) 通学路・自宅等の安全が確認され次第、生徒自身で下校。
- (3) すぐに帰宅する方が危険であると判断した場合は、学校に待機させるなどの避難措置をとることもある。その際、tetoru やホームページ等を用いて学校からの情報提供を適宜行う。

【Jアラート（弾道ミサイル）関係】

5 ミサイル発射の情報伝達があった場合

- (1) 登校前 →自宅待機とし、続報の情報伝達を確認する。
- (2) 登下校中・登校後 →直ちに近くに適当な建物（校舎等）の中に避難し、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

6 続報の情報伝達によって

- (1) 日本の領土・領海に落下する可能性がある場合 →直ちに近くに適当な建物（校舎等）の中に避難し、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。
続報が伝達されるので、引き続き建物内に避難しておく。
- (2) 近くにミサイルが落下した場合
 - ア 屋外では →口と鼻をハンカチで覆い、現場からすぐに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
 - イ 屋内では →換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
- (3) 日本の領土・領海の上空を通過した場合
 - ア 登校前・登下校中 →速やかに登下校するとともに、不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡する。
 - イ 登校後 →通常 of 教育活動に戻る。

7 その他の注意事項

- (1) 自宅待機中、生徒は特別な事情のない限り、家から外へは出ないようにしてください。
- (2) 土砂崩れ、道路通行不可能など、登校に危険を伴う場合は、保護者の判断で自宅待機させてください。その際には、学校に連絡をお願いします。
- (3) 通学路等に危険箇所がある場合には、学校に連絡してください。
- (4) 本規程以外にも、状況によっては自宅待機や臨時休業等の対応をすることがあります。その場合には、tetoru（保護者連絡アプリ）、ホームページ等で連絡いたします。
- (5) 携帯電話が変わったときなど、tetoru の再登録が必要な場合はお知らせください。

8 お願い

- (1) 非常変災時の電話によるお問合せは、学校からの電話連絡に支障をきたしますので、ご遠慮ください。
- (2) tetoru やホームページは、非常変災時には回線が混み合い、機種によっては情報伝達が遅れる場合があります。その際には、本文書を基本に対応していただければと思います。